

富里市学校適正配置検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 富里市立小学校及び中学校の適正配置に係る基本方針を策定するに当たり、学識経験者や市民代表等から広く意見を聞き検討するため、富里市学校適正配置検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、調査及び検討を行い、教育委員会へ提言する。

- (1) 学校適正配置の在り方について
- (2) 学校適正配置の取組方法について
- (3) その他学校を適正に配置するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市立学校等の代表者
- (3) 市民の代表者

3 委員の任期は、委嘱の日から前条の規定による提言を行う日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は、会務を総理するとともに委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じて、関係者に必要な資料の提供を求め、又は委員会の会議に出席して説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委

員長が会議に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、第2条の規定による提言が行われた日限り、その効力を失う。